

平成29年第2回西郷村議会定例会

議事日程（7号）

平成29年7月25日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙について
- 日程第 2 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件
- 日程第 3 請願・陳情に対する委員長報告  
・文教厚生常任委員会
- 請願第 1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 追加日程第1 発議第 3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 7 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 8 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 9 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第10 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第11 閉会

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 欠員	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 佐藤正博君	副村長 大倉修君
教育長 鈴木且雪君	参事兼 総務課長 山崎昇君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記 藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記 黒須賢博
専門主査兼 庶務係長 相川佐江子	

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、ここで議長より諸般の報告をいたします。議会会期延長に対する村民への説明を申し上げます。

平成29年第2回定例会会期延長の理由について、議長より議会議員の皆さんと村民の皆様に経過報告とおわびを申し上げます。

本定例会は、平成29年6月9日に開会し、6月21日までの会期日程で始まりました。

しかし、西郷村議会議決に基づいた議会活動に関し、議員間において解釈の考え方に大きな隔たりがあったことから、その原因の調査をし確認することとともに、議員間において円満に意見調整をするために貴重な時間を費やすことになってしまいました。

最初に、議会会期延長に発展してしまったことの経過を申し上げます。

国の衆議院小選挙区の区割りの改定並びに選挙制度の抜本的見直しに関し、去る4月27日、西郷村議会臨時会を開催し、全会一致で反対し、衆議院小選挙区の区割りの改定並びに選挙制度の抜本的見直しを求める意見書を採択いたしました。

この区割りの改定反対の議決の理由については、中通り地方の西郷村と会津地方では、地形や経済圏、文化などが違うことなどから会津地方の4区への編入は実態に合わず、不合理である。また、人口だけで議員を配分すれば地方は冷遇の憂き目に遭い、過疎自治体の消滅を加速することは明白であります。

そのような理由とともに、何よりも唐突に一方的な4区への編入で、村民の皆様から大きな不安や怒りも指摘されておりました。よって、4月27日の臨時議会では村民の皆さんのご意見を尊重するためにも、安定的な選挙制度を維持するためには小選挙区制から中選挙区制に戻すなど、選挙制度の抜本的見直しにも考慮すべきと提言されました。

西郷村議会としては、このような重要な趣旨の反対意見書を単に郵送で終わるのではなく、関係省庁において反対の意思を一刻も早く対外的に明確にあらわすべきということになり、5月2日、その日も大変暑い日でしたが、福島県庁や内閣府など関係省庁に赴き、反対意見書を提出してまいりました。

しかし、当日、全会一致で議決された反対意見書の提出活動に、4名の議員が参加されませんでした。

本来、議会議決により議会活動は議員として最優先事項でありますので、議会運営委員会では、参加されなかった4名の議員の欠席理由を明確にしておく必要があるのではないかということとなり、欠席理由を求めたところ、なぜか申し合わせたように、全く同じ文面で漠然とした欠席理由書が提出されました。

この欠席理由書を議会運営委員会で協議し、再度、おのおの具体的な欠席理由の提出を求めましたところ、おのおの私的な予定があったなど具体的な理由が示され、「今後は議会を優先し、行動いたします。」との意思も示されましたので、議会運営委員会としては欠席については了承されました。

今回欠席した4名の議員のうち、2名の議員については、昨年第1回定例会で設置された「西郷村福祉の推進に関する特別委員会」の委員を当初から一方的に辞任されておりました。この辞任に対しては、正副議長が議会で議決された特別委員会であり、議会の秩序を守るためにも、辞任しないで参加してほしいと、説明を行いました。2名の議員はこれに応じず辞任している経緯がありました。

このことに関し、議会運営委員会から、今回の件で4名の議員が議長に約束された「今後は議会を優先して行動いたします。」との趣旨に鑑み、この機会に2名の議員に対し、「西郷村福祉の推進に関する特別委員会」に参加して、一緒に村民の福祉の推進に取り組んでいただけるよう議長から伝えてほしいとの申し入れがありました。

しかしながら、両名は議長のたび重なる説得にも応じず、「西郷村福祉の推進に関する特別委員会」への参加を固辞されました。

このようなことから、議会運営委員会では、「今後は議会を優先し行動いたします。」という回答をされた意思との整合性がとれていないのではないかということになり、6月議会の最終日である21日に両名に対し、「西郷村福祉の推進に関する特別委員会」に参加できない理由を改めて明らかにし、再度、特別委員会に復帰してほしいと求めました。

これに対し、両名は、判断には後援会とも相談するなど時間を要するので、1週間ほど待つてほしいとのことであったため、やむを得ず会期を28日まで延長することになりました。

その後、6月28日の本会議の日に、特別委員会に参加できない明確な理由を期待しておりましたが、両名の回答書には、「なぜ議長にその理由書を提出しなければならないのか。提出の根拠となる法令などを明示の上、公文書にて提出するよう求める」との内容の回答書があるだけで、特別委員会に参加できない具体的な理由は何も示されておりませんでした。1週間の会期延長は全く無駄になってしまったわけであり。

これらの結果に基づいて、議会運営委員会では協議したところ、正副委員長を含め委員全員が、議会の会期延長と2名の議員に深く反省を促したいとの理由から、議会運営委員会委員を辞任するということになってしまいました。

このようなことから、ここで議長としての見解を述べさせていただきます。

議員必携や地方議会事務提要などによれば、議会や議員は住民の幸福を「念」とすること。住民の幸福になることを調査すること。議長を尊敬し、議長を中心として行動すること。利己的な行動をしないことなどが議員のモラルとして示されております。

議員の使命や任務ということは、一口で言えば、住民の福利を増進することの一言に尽きると思います。

そんな中で、両名が「西郷村福祉の推進に関する特別委員会」に参加しない理由が  
いまだに示されないことで、両名の誠意は感じられず残念でなりません。

「西郷村福祉の推進に関する特別委員会」の設置は、議会の議決であり、住民の意  
思となります。議会議員としては、たとえ議案に反対されようと、どのような理由が  
あっても真摯に、そして謙虚に、その議会の議決に従うのが法治国家である日本の議  
員の責務であると考えております。

よって、今回の「西郷村福祉の推進に関する特別委員会」を委員として参加されな  
いことは、地方自治法や委員会条例などの法令に抵触しないかもしれませんが、道義  
的に議会の議決は、我々議会が守らなければなりません。議員としての最低限のある  
べき姿であろうと思います。

我々議員は、「自分の物差しだけ」で勝手な行動は厳に慎み、住民に寄り添い、議  
会の秩序を守り、議長を中心として活動し、住民の福祉に邁進していかなければなり  
ません。

2名の議員には西郷村議会の議員として、今後とともに住民の代表である議員とし  
て、住民福祉の向上のために協調の理念を持って行動し、住民福祉の向上に活動して  
いただきたく、強く願うものであります。

このたび、村民の皆さんに議員間での問題でご心配をおかけし、また、執行部の皆  
様にも議会として行政運営に影響がないよう議案を最優先し審議するなど考慮をいた  
しましたが、議会の混乱で会期が大きく延びてしまいましたこと、議長として深くお  
わびを申し上げます。

私たちはこれから議会議員全員が一丸となって、住民福祉の向上を図るよう一層の  
努力をしてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げて、  
会期延長に対する村民への説明といたします。

1 番松田隆志君。

○ 1 番（松田隆志君） 1 番松田隆志でございます。

ただいま、議長の諸般の報告ということでございまして、口述においては、今回の  
会期延長の責任が我々にあり、議会人として信義にもとるといような内容にとれま  
したので、あえて議事進行発言をさせていただきます。

議事進行発言は、議事進行上の問題について、議長に対し質疑や注意、また希望を  
述べるものでございます。

今6月定例会において、議決すべき議案を放置して会期延長したという議会の運営  
について、議員必携に書いてある議事進行の制度にのっとり、議長に申し述べるも  
のであり、あわせて傍聴に来られている方はじめ、インターネットを通じてごらんに  
なっている村民及びその他西郷村議会に興味のある方々に事実を知っていただくため  
に、議長に申し上げるものでございます。

6月定例会は当初、6月9日から6月21日までの13日間でしたが、最終日の  
21日、本来村長から提出された議題の審議に入るべき時に、何よりも優先すべき議  
案を放置し、本会議に持ち込むことの必要のない事件を突然持ち出し、それを理由に

会期延長してしまったわけでございます。

村民に対する迷惑と、無駄な費用をかけた本日までの1月半もの会期延長は、法的に根拠のない全く議題として取り上げるべきでない、村長提出の議案を優先して村長提出した議案に対して、それを優先して取り上げたことにあるということでもあります。

本来、議会で取り上げる議案とは、地方自治法第96条に議決事件として明記しており、15項目が定められています。これらに該当するもの以外は議会の本会議で取り上げるべきものではありません。

それでは、議題として取り上げるべきでなかった事項というのは、何でしょうか。先ほど、議長が諸般の報告で申し上げた件でございます。

去る5月2日に行われた衆議院選挙の選挙区区割反対、区割の変更反対の意見書の提出の際に、4人の議員が欠席したことであります。

新聞、テレビでごらんになって、村民の皆さんはご存じのことと思いますが、西郷村は衆議院選挙の区割が3区から4区に変更されることになりました。この区割変更に対し、西郷村議会は反対し、全会一致で区割変更の反対の意見書を県及び国に提出することとしました。これは、先ほど議長が申し上げたことと同じでございます。

意見書提出の方法は、議長に一任され、議長は議会運営委員会にはかったところ、意見書の提出方法については、連休中の行動であることを考慮し、参加が可能な範囲で行うことという答申がなされたわけでございます。間近に迫ったゴールデンウィークの連休中のことであり、都合のつく人だけで持参提出に参加しようということになります。

欠席した議員は4名ですが、4名は既にスケジュールが入っており、その事実を伝えて欠席の通知をしております。

このように拘束されることのない、何ら問題のない意見書提出の際の欠席について、あえて問題にして会期延長にしてしまったということでもあります。

具体的に申し上げますと、今回合わせて3通の公文書を議長名及び議会運営委員長名で私松田にいただいております。

平成29年6月20日付、第92号で送られてきた議長からの文書によれば、意見書提出の欠席について議員は会議に出席する義務があり、議長からの招状が発せられても出席しない場合は、地方自治法第137条によって罰せられるとの通知文であります。欠席した議員には、通知文にある招状。招状というのは、いわゆる議会に出席しなさいという通知文でございますが、これは届いておりません。

ここでいう地方自治法137条の会議は、議会本会議のことであり、招状を発してもなお、出席しない者は懲罰を科することができるという条文であります。今回の意見書提出における欠席の件については、全く該当いたしません。この文書は、法を誤って解釈し、議員を懲罰に処するという恐ろしい文書であります。

この件に関しては、弁護士先生と相談してまいりましたが、先生も全く同じ意見であり、我々の行動には何ら問題ないという確認をとっております。

このように地方自治法の誤った解釈を含め、今回いただいた文書3通からすると、

一方的に私どもに落ち度があるような印象を抱かせるおそれがあるため、根拠を明確にさせていただく必要があることから、文書で議長に請求しています。

しかし、これは先ほど議長が申し上げましたが、いまだ届いておりません。

議決事件でないものをさも議決事件であるかのように本会議に取り上げ、さらに会期を7月まで延長し、その会期延長を我々の責任にしようとする文書まで作成しました。

平成29年7月3日付、議会運営委員長からの第23号文書では、陳謝と謝罪文を求めております。議員が陳謝や謝罪をするには、それ相応の事件があり、地方自治法の規定により手続が必要であります。それらを見做し、陳謝と謝罪を要求する行為は、日本という法治国家における、地方自治体議会のなせることとは考えられません。

また、今回の会期延長により、農業委員会委員の人事案件という議案が、なぜ先送りされたかということに疑問を持った村民が、去る6月27日午後1時20分、議会運営委員会の傍聴に訪れました。

この際に、傍聴申請を提出しましたが委員会はこれを無視し、許可も不許可も出さず、訪れた村民は午後2時過ぎまで待ちましたが、あきれて帰ってしまいました。議長は当該委員会に出席していたはずですので、経過はご存じのはずです。

まさしく、村民不在の議会運営であります。

最後に、不遡及の原則について申し上げます。

今回、私は、その内容には触れませんが、会期延長に係る経過の中で、過去にさかのぼってこうすべきだという場面に幾つか遭遇しました。

しかし、法令等には不遡及の原則というものがございます。全ての法令は将来に向かって、その効力を持つのが原則であります。実効時には適法であった行為を、事後に定めた法令によってさかのぼって違法として処罰することはしないという原則であります。もし、国がこのいわゆる事後法を自由につくることができたなら、どんな人間でも罪に問うことができてしまいます。これは、とても大事な原則で、世界共通の法概念であります。その取り扱いについては、議長におかれましては、今後厳正に対処なさるようお願いいたします。

今回の議会運営について、日本人の持つ公の心、秩序、名誉、勇気、潔さ、さらに惻隱の情といった高潔な精神がみじんも感じられなかったのは、まことに残念であります。

以上議長に申し上げ、私の議事進行発言といたします。

○議長（白岩征治君） 2番高橋廣志君。まとめて答弁しますか。松田隆志君の議事進行について、ちょっとそれをしてから。失礼いたしました。

1番松田隆志君の議事進行について申し上げます。

今回、この議会延長に対する村民への説明ということで、この件については議会運営委員会をたびたび重ね、いろんな角度から調査をしながら今回まで会期延長してきたわけでありまして、私独断でやったものでもございませぬし、議会運営委員会に従ってやったものでございまして、あえて私は問題はなかったのかなとそんなふうに思

います。

このような問題が起きたのか、皆さんにも原点に帰っていただきたい。

なぜこのようになったのかということが今回の大きな会期延長になったということでございますので、これで本当に議会運営委員会でも何度もこの件については、いろんな地方自治法、会議規則など守りながら、慎重に審議したつもりでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、2番高橋廣志君。

○2番（高橋廣志君） 2番高橋廣志です。松田議員とダブりますが、会議原則の基本である発言の自由ののっとり、議事進行発言をいたします。

貴重な本会議で議長のただいまの発言、どういう趣旨で発言されたか理解できません。議員の名前を伏せておりましたが、まさしくそれは1番松田隆志議員と、2番、私高橋廣志です。正しい判断をされたなら堂々と名前を言ってほしかったです。

私はこれまで法令ののっとり行動してまいりました。十数分にわたり縷々、発言されましたが、私は次の3点を申し述べます。

まず、第1点目、公文書であります。29第91号、平成29年6月16日、公文書で、衆議院小選挙区の区割り改定並びに選挙制度の抜本の見直しを求める意見書の持参提出であります。この公文書の中で明確に、明確にです、持参については連休中の行動であることを考慮し、参加が可能な範囲で行うことが答申されました、となっておりました、文書の中で。拘束されない行動になぜ後日出席できなかった理由書の提出を求めたのか、納得できません。

全員拘束できなかった理由は、恐らく事務局長から当日説明ありました、地方自治法99条に基づき意見書であることを明記し、郵送等で提出するとなっております。これらにより、郵送、直接手渡しの意見があり、全員全会一致がなされずに、可能な範囲となったと思われま。

もちろん私は全員出席の拘束があったならば、当然出席しておりました。

第2点目であります。同じく29第92号、平成29年6月20日、公文書で、地方自治法137条の法解釈の問題であります。

これは、欠席議員の懲罰で普通地方公共団体の議員が正当な理由がなく招集に応じないため、又は正当な理由がなくして会議に欠席したため、議長が、特に招状発しても、なおゆえなく出席しない者は、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができるとなっております。

これも、先ほど松田議員が言いましたように、弁護士に相談したところ我々の行動について問題ないと言われました。この文書も大切であるので、保管しておくように言われました。

第3点目、結果として、6月21日に議案に入らなかったことは、地方自治法96条議決事件に反すると思われま。

6月21日には、提出された個人情報保護条例の一部を改正する条例、道路の廃止・認定、一般会計補正予算、西郷村農業委員会の委員の任命等の16議案の質疑、



討論、採決に入らず、会期延長しました。

結果的に、この議案は6月28日に1時間少々で原案どおりの採決となりました。でありますから、6月21日に時間を延長してでも議案を優先に採決すべきだったと思われま

す。ところが、6月22日、西郷村議会議員の半数以上の方々がいくらプライベートとはいえ、西郡の議員のゴルフコンペに参加したと聞いております。事実であれば、まさに村民不在の常識を欠いた行動であると思います。まことに残念でなりません。翌日にゴルフする予定があるのであればなおさらのこと、6月21日に議決すべきであったと思われま

す。以上で、議事進行発言を終わります。

○議長（白岩征治君） 2番、高橋廣志君の議事進行について、お答えいたします。

なぜ、2名の名前を出さなかったのかということでございますので、これらについても議会運営委員会で慎重に審議した結果、このような結果となりました。

それから、郵送、手渡しについてでございますが、これらについてはやはり大事な意見書でございますので、やはり郵送よりは手渡しのほうがいいだろうというようなことになって手渡しとなったわけであります。まあ、参加については、強制というわけにはいかなかったんですが、ただ、理由がはっきりしたものに対してはそれはしようがないだろうと。しかし、議会で決まったものに対してはいくら反対してもあれしても、やはり参加するのが正当だろうというのが、先ほど報告の中で申し上げたとおりであります。

それから、ゴルフが会期中にやるのはおかしいだろうというようなご意見でございましたが、これは町村議会で決まったもので、既にもう参加を申し込みをしておりましたので、やはりそれに従わなくてはならない義務もありましたもんですから、やはりここで議論するものではないのかなとそんなふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思

います。どっちにしても、議長判断で全部したわけではございません。議会運営委員会において、全て議会の運営委員会の中で審議した結果がこのような状態でございますので、ご理解を賜りたいと思

います。13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 13番。議長の今議会の会期延長に鑑みましての議長の口述書についてですね、私からも議事進行発言を許していただきたいと思

います。2名の議員からも法律に違反してないのに、やっтерことはちょっとどうなんだというようなお話もありましたけれども、それはそれとして1つの道理であり決して間違っ

てはいないと思

います。では、例えばの話ですが、議長、今度10月に議会の全体研修がありますが、例えば私が全体研修は経費の無駄遣いだ、私は反対だと個人的にですね、見解で、行かなかったと、これもやはり別に137条に違反しないんです。これ、違法じゃないんです。

そうして、議員が何人もそうして行かなかったとか、例えばこういった勉強会しよう、これ行かなかった、これも137条に法律に違反しないと。

しかし、そういうことがもしまかり通って堂々と大手を振って通ったら、議会というものの秩序、全体としての行動、村民の福祉の向上に果たしてどうなんだと、そういうのは適切なのかと言うと、私は大きな疑問を持っております。そういうことも含めて、10月の全体研修どうなるかちょっと私は楽しみにしております。

それから、ちょっと議長さんからも見せていただいたんですが、実は今回の会期延長に関して、西郷村議会議長の白岩征治議員と、それから私佐藤富男議会運営委員会委員の佐藤富男議員にこういう怪文書が来てます。まあ、怪文書というよりも、私に対しては脅迫状です。

実は、この議会というのは村民の言論を言葉をここで申し上げて、村民のいわゆるニーズに応え、そしてまた村民の福利・福祉の向上に我々が頑張るという場所でございます、その発言が大きなやはりウエートを占めるわけでございますが、この議会での発言、議運での発言、行動をそういったものについて、威力を与えるような文書でございます、これは刑法で言う、いわゆるちょっと私の記憶正しければ、刑法222条の威力業務妨害、威力公務妨害に当たるんじゃないかという、非常に大きな問題でありますので、あえてここでちょっと議長に要望をしたいと思うんですが、例えば、議長に対してもですね、この議会の中心の、八汐会は名ばかりで何もできない無力の会派なのか。あるいは、議長ポストを与えていただき、満足しポストに酔っているのでしょうか。このままでは、歴代最低の指導力のない議長さんの汚名がつくのではないのでしょうか。

そして、一部の議員の言いなりになり、その手のひらで踊らされているような対応では、その役割を何も果たしていない、かいらい議長さんになるのでしょうかね、その他もろもろあるんですが、そして、まともな村議会を期待する村民正常の会、居間尾アンド直瀬イクオというようなヘンテコな名前でこういう議長公務に対して威力を与えるような文書が来てる。

そして、私に対しては今回の議会延長に対しででしょうか、バイオレンスクレーマーと言われたのか、その恨みは何十年、何百年でも儒教の教えにより忘れさられることはない、子々孫々までその汚い行為は語り継がれ、その恨みはきっと祟りとして云々、そして死んでもいいことはあの世に持っていくが、悪いことはこの世に残り、子々孫々に受け継がれ、カンコウその七光り、わからないですが、議会にはハンドルもブレーキもない低能力の暴走車サカナというのかな、わからないけれども、窮鼠猫を囓む、ヒアリより恐ろしい人間の恨み、その時の気分で有罪、無罪が決まる変な民主主義を通用する西郷か、あめか塩か、はたまた七味唐辛子か（妬み、嫌み、恨みエトセトラ）、こういった文言とそれから私のあることないこと全く私もわからないことまでも、さも本当のような嫌がらせの文書、私にこういった文章で届きました。

こういったことは、いわゆる議会の議員の議員発言とか行動をいわゆる威力で妨害する行為と私は捉えます。ですから、これはまた名誉棄損のほうも当たると思うんで

すが、やはり私は威力業務妨害に当たるのではないかなと思います。実際、こうやって業務妨害しているわけですから。正常な議会運営ができないで、こういったことになってくるわけですから、これ威力業務妨害ですね。

ですから、この問題について、議会として議長として、こういったことがまかり通るようなことはあっては私はならんと思うし、西郷全体にこのような怪文書を通して人をおどしたり、脅迫したり、おとしめるようなこんな輩がまかり通る村ではなってはならないと思います。

そういうことから、まず議会からこのこういった威力業務妨害をする者に対して、毅然とした対応をとっていただきたい。そのために、議長としてどうするのか、しっかりここで申し上げていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君より議事進行がございまして、怪文書の件についてのご質疑でありますので、大変私もこれについては不愉快なところもありますので、ここで議会運営委員会を開いて、その件について審議したいなとそんなふうに思いますので、議会運営委員会を開催していただきたいと思います。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

- 議長（白岩征治君） これより午前11時まで休憩いたします。

（午前10時39分）

◎再開の宣告

- 議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時02分）

- 議長（白岩征治君） 先ほど、13番佐藤富男君より議事進行があったことについて、議会運営委員会の答申がありましたので、議長より申し上げます。

この怪文書の件について、今後こういう類の文書等には議会としては、内容を調査し、刑法に鑑み、毅然とした取り組みで行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

詳しいことは、議会運営委員長よりご報告を求めます。

議会運営委員長、11番。

- 11番（上田秀人君） 11番、議会運営委員長です。

ただいまの議長のほうからもお話がありましたけれども、刑法ということでお言葉がありました。

これは、脅迫罪並びに偽計業務妨害に属する部分があるのではないかということで、議会としても毅然とした対応をとっていくべきだということで、議会運営委員会のほうではまとまりましたので、ご報告したいと思います。

あと、先ほど議事進行の中で1番松田隆志議員の議事進行の中で、謝罪文の強要というお言葉が聞こえました。これは、議会運営委員長との名前で謝罪文の強要というお言葉が聞こえましたけれども、議会運営委員長として陳謝の文書を強要した覚えは

ございません。

既に皆さんご承知だと思いますけれども、陳謝を求める場合には、懲罰の議決要件でありますので、議会の議決なしに勝手に議会運営委員長として陳謝を求めるところはありません。

恐らく、文書でお渡ししたものは次のことについて、本会議において陳謝の意思があるか伺います、ということで4項目ほど上げさせていただきました。

2つ目の項目としまして、上記に係わる謝罪文を提出していただきたいと思いますが、その意思があるか伺いますと意思を伺ったということで、強要した記憶はございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、議運の傍聴について申し入れをしたが無視をしたという言葉ありましたけれども、そのときの議会運営委員会が1時半からの開催だというふうに理解しております。この内容につきまして、非常にプライベートにもかかる問題だということで、議運のメンバーの方に審議をしていただきました。審議に時間を大変要しました。

途中で中間報告をすればよかったのかというふうに思いますけれども、なかなか議論が煮詰まらないということで、中間報告もできずにいましたところ、結論に達したときにはもう傍聴申し込まれた方が庁内にはいらっしゃらなかったということで、連絡が取れませんでしたので、ご報告したいと思います。

あと、ゴルフの話もございました。ゴルフは西郷が開催地の大会だというふうに理解をしております。町村会のほうから5月23日付でゴルフの大会を開催しますということで、町村会から議会事務局のほうに文書が入ったというふうに聞いております。5月26日に全議員に対して通知を送ったと。で、5月31日までにその出欠の報告をしていただきたいということで、8名の方から出席をしますという返事をいただきました。その答えをもとに、6月1日、ファクスで町村会のほうに8名の方が参加するというので、議会事務局のほうから町村会のほうに返事をしました。

それに対して、6月8日に組み合わせ表が議会事務局のほうに来ましてですね、それを6月12日に参加される8名の方にお渡しをしたということで、ゴルフ大会は6月21日開催ということであります。そのときに、議長はじめ参加される方、かなり苦慮されたというふうに聞いております。

ほかの町村会通じての話だと思いますけれども、ご相談をしたところ、やはり他の町村からも出席をしてほしいと、西郷さんが抜けてしまうと大会が大きく数が減ってしまうので、中止になるということも聞いたということで、参加をしていただきたいというこがあったそうです。

そういうことを受けまして、では、こういう事態であってもやはり町村会としてね、これからもいろんな形で連動しなければならないだろうということで、参加をされたというふうに聞いておりますので、ご報告したいと思います。

失礼しました。大会を6月21日ではなくて、6月22日というふうに訂正したいと思います。

あと、参加者に関しては名前、ちょっとお待ちください。(不規則発言あり)

はい。それは先ほど申し上げたとおり、西郷から8名の方が抜けてしまうと大会そのものがもう開催できないということで、参加してほしいという町村会の要請があったということで、皆さん参加されたというふうに聞いております。

で、どうしましょう、参加された方のお名前は。読みますか。（不規則発言あり）2つ意見が出されると非常に困ってしまうんですけども、（不規則発言あり）別に悪さしたわけではないので、名前発表しますね。読み上げますね。発表しますじゃなくて。

まず最初に、白岩征治さん、真船正晃さん、佐藤富男さん、矢吹利夫さん、秋山和男さん、松田隆志さん、大石雪雄さん、真船正康さんの8名でございます。

以上です。

一応、議会運営委員長としての議事進行とさせていただきます。

○議長（白岩征治君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙について

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

選出する議員は1名です。

どのような方法で選挙したらよろしいかおはかりいたします。

なお、前回は議長一任という声でしたが。

（「議長一任」という声あり）

○議長（白岩征治君） 議長一任ということで声がありましたので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

それでは、議長一任ということでございますので、白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名推選とすることに決定いたしました。

白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員に、議長は15番真船正晃君を指名いたします。

おはかりをいたします。

ただいま、議長が指名した真船正晃君を白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

したがって、白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員に真船正晃君が当選いたしました。

ここで、当選された真船正晃君に議長より、会議規則第33条の第2項の規定により当選の告知をいたします。

真船正晃君の当選の承諾及び挨拶を求めます。

15番真船正晃君。

○15番(真船正晃君) ただいま、白河地方広域市町村圏整備組合議会の議員ということで選任をいただきました、15番真船正晃であります。

ここに謹んでお受けをさせていただくとともに、広域圏そして西郷村がますます発展できますように、西郷村議会の代表として精一杯頑張りたいというふうに考えております。

今後とも、皆様のご指導をよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(白岩征治君) 当選の承諾及び挨拶が終わりました。

◎西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件

○議長(白岩征治君) 続きまして、日程第2、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

このことについて、特別委員会の中間報告を求めます。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長佐藤富男君。

佐藤富男君。

○西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長(佐藤富男君) それでは、ただいまより委員長のほうから平成29年3月議会以降の委員会活動についてご報告を申し上げます。

平成28年3月17日に本委員会ができてから、13回の委員会を行ってまいりました。

そして、3月以降につきましては、3月21日にようやく会議を開催いたしました。

そして、今後の活動等について協議し、3月27日、その後、福祉常任委員会を開催しまして、平成29年9月31日から10月1日に行われます、いのちキラキラ希望の風フェスタということで原発事故後の子どもたちの、またその子どもたちのご父兄方々の身体、そしてまた心のケアをボランティアでやっていただける新潟県のところに一応ご参加していただくということについての協議をしまして、この現場のほうに年に2回行われますので、4月と10月行われます。

その4月23日に行われましたので、このいわゆる会場に日帰りですぐさま、忙しかつたのですが、私委員長、副委員長、また常任委員長さん方々と行ってまいりま

して現場を確認してまいりました。

そしてまた、そこのお医者さんなんかともお話しさせていただきまして、非常に勉強をさせていただいてまいりました。

そして、また6月7日におきましては、第13回の委員会を開催いたしまして、今後の活動方針等について協議をいたしております。

また、29年3月議会で村のほうから、我々が委員会として要望しました件について村のほうで予算をつけていただきましたので、図書の購入費とか、いのちキラキラ希望の風フェスタに参加とか、それからまた高齢者の方々のための施設で使うスクリーンとかパソコンとかですね、購入費、そういったもの、また子どもたちの音楽の情報教育のための保育所学校等への10万ずつの補助ということについて、実施されている状況だと思っております。

以上でございますが、また今後この福祉の推進委員会としましても、もっともっと住民の方々のいわゆる子育て、そしてまた高齢者福祉について勉強し、そして少しでも寄り添って事業ができますように頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 委員長報告が終わりました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第3、請願・陳情に対する委員長報告であります。

請願第1号に対する委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長秋山和男君。

秋山和男君。

○文教厚生常任委員会委員長（秋山和男君） 9番、文教厚生常任委員会委員長審査報告をいたします。

本定例会におきまして、文教厚生常任委員会に付託されました、請願1件につきましては、6月13日火曜日、第2会議室におきまして全員出席のもと、委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のことをご報告いたします。

○議長（白岩征治君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

請願第1号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」に対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長(白岩征治君) ここで、発議1件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) それでは、議案を配付いたしますので、暫時休憩をいたします。

(午前11時19分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午前11時20分)

○議長(白岩征治君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎追加日程の上程(発議第3号)

○議長(白岩征治君) それでは、追加提案されました発議1件につきましては、日程第3の次に追加日程第1、発議第3号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

◎発議第3号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) ただいま日程に追加されました発議第3号は、ただいま採決されました請願に伴う意見書の提出についてでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

発議第3号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件

○議長（白岩征治君） 次に、日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

本件は地方自治法第100条第13項及び議会規則第129条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものであります。

おはかりをいたします。

お手元に配付のとおり、議員の派遣をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中における継続調査の結果について

○議長（白岩征治君） 次に、日程第5、議会運営委員会の閉会中における継続調査の結果についてであります。

委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（上田秀人君） 11番、議会運営委員長、閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、全員協議会の開催要請に対する開催日時等の協議並びに第2回定例会に係わる会期、議事日程等の諮問事項について審議をいたしました。

内容につきましては、お手元に配付した「閉会中の所掌事務調査報告書」のとおりとなっておりますので、ここにご報告申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○議長（白岩征治君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

◎総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

◎産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

◎文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

◎西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中の調査の件

○議長（白岩征治君） 次に、日程第6から日程第10までの「各委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、各委員長からの会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事業について閉会中の継続調査の申し出がありました。

おはかりをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字その他の整理を要するものにつきましては議長に一任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長(白岩征治君) ここで会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(白岩征治君) これをもちまして、平成29年第2回西郷村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(午前11時24分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年7月25日

西郷村議会 議長 白岩 征治

署名議員 南 館 かつえ

署名議員 藤 田 節 夫